

## 随意契約理由書

件名	東川崎町緊急対策排水施設ポンプ改修
契約の相手方	新明和アクアテクサービス株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由  本改修の対象となるポンプは、台風等の高潮発生時における東川崎町の浸水対策を目的とする緊急対策排水施設に設置するもので、当該施設において非常に重要な機器であることから、信頼性の確保が不可欠である。 本改修は、新明和工業株式会社が設計・製作したポンプの主要部品を取り替えるものであり、当該機器の改修に際しては、主要部品の製作に必要な技術資料を所持していることに加え、機能を発揮させるための総合的な整備・調整のノウハウを有している必要がある。 なお、当該機器の製造会社は新明和工業株式会社であるが、整備等の業務は新明和アクアテクサービス株式会社に委嘱している。 以上より、本改修を行うことができるのは、新明和アクアテクサービス株式会社のみであるため、同社と随意契約するものである。	
担当部署	建設局下水道部施設課（電話番号 078-806-8724）